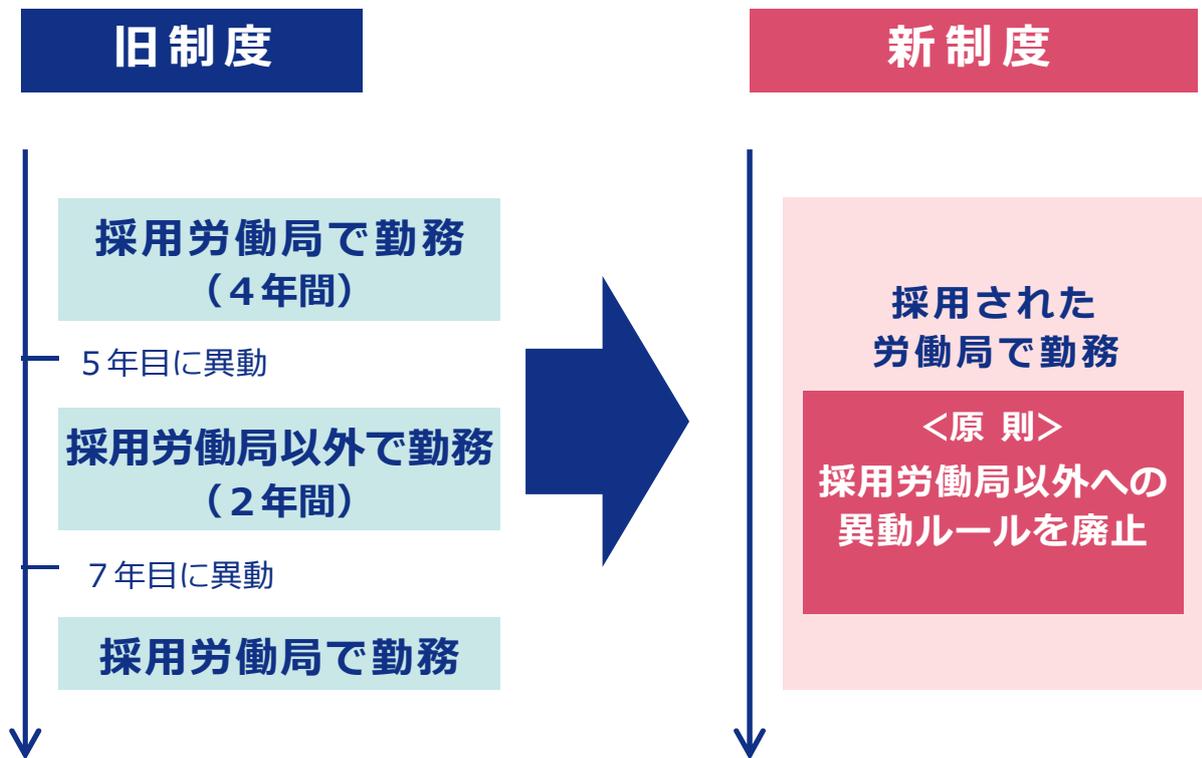


採用された労働局以外への定期的な異動ルールが 廃止となりました

（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

現行制度は、採用された労働局で4年間勤務し、5年目に採用された労働局以外で2年間勤務した後、7年目で採用労働局に戻る制度となっています。
今般、この異動ルールが廃止されました。



異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることがあります。